

特定非営利活動法人 ISPA Japan 会員資格規定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 特定非営利活動法人 ISPA Japan（以下、当法人と称す）会員の資格及び入会手続きに関する事項は本規定の定めるところによる。

(会員の種別)

第 2 条 当法人の会員は次の 3 種とする。

- (1) 正会員 当法人の定款第 6 条第 1 項第 1 号を満たし、その活動や事業を推進しようとして入会した個人または法人。
- (2) 賛助会員 当法人の定款第 3 条の目的に賛同し、その発展を助成しようとして入会した個人。
- (3) ユース会員 当法人の推進するヤングマリナープログラムに参加し、その体験を広く社会に紹介しようとして入会した個人。

第 2 章 入会及び会費

(入会資格)

第 3 条 正会員は、当法人の設立趣意及び定款第 3 条の目的を理解し、当法人の定款及び諸規定を遵守するものであり、定款第 7 条により入会を承諾されたものでなければならない。

2 賛助会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 当法人の定款第 3 条の目的を理解し、当法人の定款及び本規定を遵守するものでなければならない。
- (2) 当法人の正会員を兼ねることはできない。

3 ユース会員は、当法人の定款第 3 条の目的を理解し、当法人の定款、本規定および別途定めるユースカウンシル規定を遵守する 13 歳から 25 歳までの学生でなければならない。

(入会)

第 4 条 正会員については当法人の定款第 7 条の手続きを満たすこと。その他の会員については別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長はそのものが本規定第 3 条第 2 項に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾するものとする。

(会費)

第 5 条 当法人の年会費は次のとおりとする。

正会員	個人	5,000円
	法人	50,000円
賛助会員	個人	3,000円
ユース会員		0円

2 会員は毎年 12 月末日までに翌年度の会費を納入しなければならない。

第 3 章 休会、退会及び除名

(休会)

第6条 当法人の会員においては別途定める休会届けを理事長に提出することにより、届出の翌年1年間の休会が可能なものとする。正会員においてはこの間、当法人ウェブサイト会員専用ページへのアクセスはできないものとする。尚、休会中の会費は納入不要とし、1年を超える休会は認められないものとする。

(退会)

第7条 当法人の定款第9条に準ずる。

(除名)

第8条 本法人の定款第10条に準ずる。

(抛出金品の不返還)

第9条 本法人の定款第11条に準ずる。

第 4 章 雑 則

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本規定は、令和3年7月21日から施行する。